

福岡県公報

平成24年2月27日
第3368号

目次

告示(第292号-第301号)

- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 4
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 7

公告

- 建設業の許可の取消し (建築指導課) 7
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) 7
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) 8

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (自然環境課) 8
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (自然環境課) 13

告示

福岡県告示第292号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
糸島市志摩御床、志摩新町、志摩東貝塚、志摩西貝塚、志摩小金丸 (沖田川流域地区)	平成24年2月20日

福岡県告示第293号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
京 築	県 道	福 土 線 吉 富	前	築上郡上毛町大字宇野 852番1先から 築上郡上毛町大字垂水 326番1先まで	7.2 ~ 12.8	878.0
			後	築上郡上毛町大字宇野 852番1先から 築上郡上毛町大字垂水 326番1先まで	8.8 ~ 14.6	878.0

福岡県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	福 土 富 線	前	築上郡上毛町大字西友枝749番1先から 築上郡上毛町大字西友枝782番3先まで	5.0 ～ 7.0	170.0
			後	築上郡上毛町大字西友枝749番1先から 築上郡上毛町大字西友枝782番3先まで	5.4 ～ 55.8	

福岡県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

京 築	県 道	椎 田 山 線 勝 山	前	京都郡みやこ町皆見1498番1先から 行橋市大字袋迫1529番1先まで	13.0 ～ 22.0	420.0
			後	京都郡みやこ町皆見1498番1先から 行橋市大字袋迫1529番1先まで	12.0 ～ 22.0	

福岡県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	椎 田 山 線 勝 山	京都郡みやこ町皆見1498番1先から 行橋市大字袋迫1529番1先まで

福岡県告示第297号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	24年4月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所二丈庁舎	糸島市
	24年4月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所二丈庁舎	
	24年4月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所二丈庁舎	
	24年4月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所二丈庁舎	
	24年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所志摩庁舎本館	
	24年4月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所志摩庁舎本館	
	24年4月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所志摩庁舎本館	
	24年4月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市役所志摩庁舎本館	
	24年4月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立伊都文化会館	
	24年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立伊都文化会館	
	24年4月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立伊都文化会館	
	24年4月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立伊都文化会館	
	24年4月26日から 24年6月25日まで	左欄の間に行う検査については、糸島市と協議の上、指示する。		糸島市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅	24年4月26日から 24年6月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

及びおもりの検査			
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	24年4月26日から 24年6月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	24年4月26日から 24年7月25日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市

福岡県告示第298号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	24年4月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市矢部体育館	八女市
	24年4月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
	24年4月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
	24年4月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市星野行政福祉センター	
	24年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市農業活性化センター	
	24年4月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	24年4月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅たちばな	
	24年5月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おりなす八女」	
	24年5月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おりなす八女」	
	24年5月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おりなす八女」	
	24年5月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	広川町産業展示会館	広川町
	24年5月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	筑後市
	24年5月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑後市勤労者家庭支援施設	
	24年5月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑後市勤労者家庭支援施設	
24年6月1日から 24年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、八女市、 広川町及び筑後市と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市	

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	24年6月1日から 24年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	24年6月1日から 24年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所を実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	24年6月1日から 24年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市

福岡県告示第299号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
 社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	24年6月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	那珂川町中央公民館	那珂川町
	24年6月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	那珂川町中央公民館	
	24年6月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館1階	春日市
	24年6月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	春日市商工会館1階	
	24年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	筑紫野市
	24年6月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑紫野市商工会館	
	24年6月12日	10:00~12:00	太宰府市役所	太宰府市
		13:00~15:00	馬場公民館	
	24年6月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	太宰府市役所	大野城市
	24年6月14日	10:00~12:00	南コミュニティセンター	
13:30~15:30		北コミュニティセンター		
24年6月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	中央コミュニティセンター		

	24年6月16日から 24年8月15日まで	左欄の間に行う検査については、那珂川町、春日市、筑紫野市、太宰府市及び大野城市と協議の上、指示する。	那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	24年6月16日から 24年8月15日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	24年6月16日から 24年8月15日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	24年6月16日から 24年9月15日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

福岡県告示第300号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	24年6月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	道の駅「しんよしとみ」	上毛町
	24年6月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	上毛町役場大平支所	
	24年6月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	上毛町役場大平支所	
	24年6月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	吉富町体育館	吉富町
	24年7月2日	10：00～12：00	豊前市角田公民館	豊前市
		13：30～15：30	豊前市合河公民館	
	24年7月3日	10：00～12：00	豊築漁業協同組合（旧宇島漁協）	
		13：30～15：30	豊前市三毛門公民館	
24年7月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊前市役所		
24年7月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊前市役所		

24年7月6日	10：00～12：00	築上町上城井公民館	築上町
	13：30～15：30	築上町中央公民館	
	24年7月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	
24年7月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	築上町保健センター チアフルつき	
24年7月12日から 24年9月11日まで	左欄の間に行う検査については、上毛町、吉富町、豊前市及び築上町と協議の上、指示する。		上毛町 吉富町 豊前市 築上町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	24年7月12日から 24年9月11日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	24年7月12日から 24年9月11日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	24年7月12日から24年10月11日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町
--	-----------------------	---------------------------------------	--------------------------

福岡県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	久留米立花線	八女市立花町原島723番2先から 八女市立花町原島614番13先まで

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日
平成24年2月16日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
----	------------	--------	------

株式会社 キューコー	福岡市中央区渡辺通 5-10-1	松尾 美代子	平成22年1月11日 福岡県知事許可（般-21） 第99641号
---------------	---------------------	--------	--

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社キューコーは、建設業法第3条第3項に基づく建設業許可申請（更新）において、同法第7条第2号に規定されている専任技術者として、営業所に出勤して専ら職務に従事していない者を記載して平成22年1月11日付で許可を取得した。

このことは建設業法第29条第1項第5号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日
平成24年2月16日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 豊和建設 工業	京都郡みやこ町上原 597-1	安長 直裕	平成23年2月21日 福岡県知事許可（般-22） 第30478号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、は装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

（有）豊和建設工業は、建設業法第7条第1号に規定されている経營業務の管理責任者が、同社の取締役でなくなったにもかかわらず、その届出をしなかった。

また、平成23年2月10日に、同法第3条第3項に基づく建設業許可申請（更新）において、取締役でない者を、経營業務の管理責任者として記載し、申請したことで、不正に許可を取得した。

このことは建設業法第29条第1項第5号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年2月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 ヒロ建設	福岡市南区大池 1-23-37	齋藤 裕	平成23年7月12日 福岡県知事許可（般-23） 第80233号

3 処分の内容

建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

（株）ヒロ建設は、同社の取締役が、建設業法第8条第7号の欠格要件に該当するにもかかわらず、同法第3条第3項に基づく建設業許可申請（更新）及び同条第1項に基づく建設業許可申請（追加）において、同取締役が同法第8条各号に規定される欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、それぞれ平成23年5月31日付け、同年7月12日付けで、不正に許可を取得した。

このことは建設業法第29条第1項第5号に該当する。

雑 報

福岡県環境審議会公告

第11次鳥獣保護事業計画に係る答申（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成24年2月27日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

第11次鳥獣保護事業計画に係る答申（案）

2 答申（案）の概要

第一 計画の期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

②指定区分ごとの方針

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

①鳥獣保護区の指定計画

②既指定鳥獣保護区の変更計画

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

②指定区分ごとの方針

(2) 特別保護地区指定計画

3 休猟区の指定

(1) 方針

(2) 休猟区指定計画

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

(2) 整備計画

①管理施設の設置

②調査、巡視等の計画

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

- (1) 方針
- (2) 人工増殖計画

2 放鳥獣

- (1) 方針
- (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画
- (3) 放獣計画

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

- (1) 希少鳥獣
- (2) 狩猟鳥獣
- (3) 外来鳥獣
- (4) 一般鳥獣

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

- (1) 許可しない場合の基本的考え方
- (2) 許可する場合の基本的考え方
- (3) わなの使用に当たっての許可基準
- (4) 許可に当たっての条件の考え方
- (5) 許可権限の市町村長への委譲
- (6) 捕獲実施に当たっての留意事項
- (7) 捕獲物又は採取物の処理等
- (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集
- (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

3 学術研究を目的とする場合

- (1) 学術研究
- (2) 標識調査

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

- ①基本的考え方
- ②許可基準の基本的な方針
- ③予察捕獲

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

- ①予察表
- ②被害発生予察地域
- ③予察表に係る方針等

(3) 鳥獣の適正管理の実施

- ①方針
- ②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

- ①方針
- ②許可基準

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

- ①方針
- ②指導事項の概要

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

6 その他特別の事由の場合

- (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行
- (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護
- (3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- (4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
- (5) 鵜飼漁業への利用
- (6) 伝統的な祭礼行事等への利用
- (7) 上記のほか鳥獣の保護その他公益上の必要

7 鳥類の飼養登録

- (1) 方針
- (2) 飼養適正化のための指導内容
- 8 販売禁止鳥獣等
- 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
 - 1 特定猟具使用禁止区域の指定
 - (1) 方針
 - (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画
 - (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳
 - 2 特定猟具使用制限区域の指定
 - 3 猟区設定のための指導
 - 4 指定猟法禁止区域
 - (1) 方針
 - (2) 指定計画
 - ①全体計画
 - ②個別計画
- 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
 - 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針
 - 2 実施計画の作成に関する方針
- 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 - 1 基本方針
 - 2 鳥獣保護対策調査
 - (1) 方針
 - (2) 鳥類生息分布調査
 - (3) 希少鳥獣等保護調査
 - (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査
 - 3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査
 - 4 狩猟対策調査
 - (1) 方針
 - (2) 狩猟鳥獣生息調査

- (3) 放鳥効果測定調査
- 5 有害鳥獣対策調査
 - (1) 方針
 - (2) モニタリング調査
- 第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
 - 1 鳥獣行政担当職員
 - (1) 方針
 - (2) 研修計画
 - 2 鳥獣保護員
 - (1) 方針
 - (2) 設置計画
 - (3) 年間活動計画
 - (4) 研修等計画
 - 3 保護管理の担い手の育成
 - (1) 方針
 - (2) 研修計画
 - (3) 狩猟者の減少防止対策
 - 4 取締り
 - (1) 方針
 - (2) 年間計画
 - 5 必要な財源の確保
- 第九 その他
 - 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題
 - 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い
 - 3 狩猟の適正管理
 - 4 入猟者承認制度に関する事項
 - 5 傷病鳥獣救護の基本的な対応
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 救護個体の取り扱い

6 安易な餌付けの防止

- (1) 方針
- (2) 年間計画

7 感染症への対応

8 普及啓発

- (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

- ①方針
- ②事業の年間計画
- ③愛鳥週間行事等の計画

- (2) 野鳥の森等の整備

- (3) 野生鳥獣保護モデル校の指定

- ①方針
- ②指定期間
- ③野生鳥獣保護モデル校に対する指導内容
- ④指定計画

- (4) 法令の普及徹底

- ①方針
- ②年間計画

3 答申（案）の閲覧場所等

(1)～(11)の場所に配架するとともに(12)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）
- (6) 筑紫保健福祉環境事務所地域環境課（大野城市白木原3丁目5-25）
- (7) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所地域環境課（宗像市東郷1丁目2-1）
- (8) 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所地域環境課（飯塚市新立岩8-1）
- (9) 北筑後保健福祉環境事務所環境課（久留米市合川町1642-1）

- (10) 南筑後保健福祉環境事務所地域環境課（八女市本村字深町25）

- (11) 京築保健福祉環境事務所環境課（行橋市中央1丁目2-1）

- (12) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

平成24年2月27日（月）から平成24年3月12日（月）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部自然環境課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）shizen@pref.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先：092-643-3367

(別紙)

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

福岡県環境審議会公告

玄海国定公園（宗像市神湊）における公園事業の決定に係る答申（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成24年2月27日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

玄海国定公園（宗像市神湊）における公園事業の決定に係る答申（案）

2 答申（案）の概要

(1) 公園事業の種類

国定公園の利用のための施設に関する公園事業

(2) 公園事業の名称等

名 称	事業の種類	事 業 地
神 湊	園 地	宗像市（神湊）

3 答申（案）の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）

(6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

平成24年2月27日（月）から平成24年3月12日（月）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部自然環境課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）shizen@pref.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先：092-643-3369

(別紙)

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。